

○自動車教習所の運用に関する内規

平成4年10月16日

公安委員会内規第3号

(趣旨)

第1条 この内規は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第98条第2項の規定に基づき、自動車教習所の設置者又は管理者（以下「設置者等」という。）が山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して行う届出に係る手続、届出をした自動車教習所の運営基準及び公安委員会に対する報告等について必要な事項を定めるものとする。

(届出の手続)

第2条 自動車教習所の設置者等による法第98条第2項に基づく届出は、山口県警察本部交通部運転免許課長を経由して行うものとする。

2 前項の届出は、法第98条第2項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第31条の5第1項及び第2項によるほか、自動車教習所の届出書（府令別記様式第19の4の2）に設置者等の住民票の写し及び履歴書を添付して行うものとする。

(自動車教習所の基準)

第3条 前条の届出をした自動車教習所（以下「届出自動車教習所」という。）における自動車教習は、次の各号に掲げる基準により行い、教習生の安全意識及び社会的な責任の自覚を醸成するものとする。

(1) 学科教習

新規に運転免許を取得しようとする者については、安全運転の知識を中心とした学科教習を行うこと。

(2) 技能教習

入所直後の教習生に対しては、可能な限り性格等に関する運転適性検査を行い、教習生個々の特性に応じた技能教習を行うこと。

(教習車両)

第4条 技能教習に使用する自動車は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第35条第2項第3号の規定に該当するものを使用するものとする。

第5条 削除

(報告書の提出)

第6条 届出自動車教習所が、府令第31条の6第1項の規定に基づき公安委員会に対して行う報告は、届出自動車教習所定期報告書（別記様式第2号）により行うものとする。

(報告・資料の要求)

第7条 公安委員会が府令第31条の6第2項に基づき届出自動車教習所に対して行う報告又は資料の提出要求は、次に掲げる事項につき行うものとする。

- (1) 教習中の交通事故
- (2) 届出自動車教習所職員の交通事故
- (3) 公安委員会が、法第98条第3項に基づく指導又は助言を行う上で必要と認め
た事項
(廃止変更事項の届出)

第8条 府令第31条の5第3項に規定する届出は、届出自動車教習所の変更事項等
届出書（別記様式第3号）によるものとする。